

○厚生労働省令第二百二十八号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十三日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める

省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十三号から第二十五号までを削り、第二十六号を第二十三号とし、第二十七号から第二十九号までを三号ずつ繰り上げ、第三十号を削り、第三十一号を第二十七号とし、第三十二号から第四十八号までを四号ずつ繰り上げ、第四十九号及び第五十号を削り、第五十一号を第四十五号とし、第五十二号から第

六十四号までを六号ずつ繰り上げ、第六十五号を削り、第六十六号を第五十九号とし、第六十七号から第六十九号までを七号ずつ繰り上げ、第七十号及び第七十一号を削り、第七十二号を第六十三号とし、第七十三号から第七十七号までを九号ずつ繰り上げ、第七十八号を削り、第七十九号を第六十九号とし、第八十号から第八十三号までを十号ずつ繰り上げ、第八十四号から第八十八号までを削り、第八十九号を第七十四号とし、第九十号を削り、第九十一号を第七十五号とし、第九十二号から第九十五号までを十六号ずつ繰り上げ、第九十六号及び第九十七号を削り、第九十八号を第八十号とし、第九十九号から第一百二号までを十八号ずつ繰り上げ、第一百三号を削り、第一百四号を第八十五号とし、第一百五号を削り、第一百六号を第八十六号とし、第一百七号を第八十七号とし、第一百八号を第八十八号とし、第一百九号を削り、第一百十号を第八十九号とし、第一百十一号から第一百十八号までを二十一号ずつ繰り上げ、第一百十九号中「並びに」を「及び」に、「物及び」を「もの並びに」に、「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に改め、同号を第九十八号とし、第二百十号中「並びに」を「及び」に、「物及び」を「もの並びに」に、「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に改め、同号を第九十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百 二―アミノ―フェニル―プロパン―オン（以下この号及び第二条第五号において「基本骨格

「という。」の二位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が結合していないか又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、ベンゼン環の二位から六位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の二位、三位若しくは四位に同表の第三欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合している物であつて基本骨格の二位、三位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く（第二条第五号において「カチノン系化合物群」という。）。

イ 覚せい剤取締法に規定する覚せい剤

ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬

第一欄	第二欄	第三欄
一 メチルアミノ基 二 エチルアミノ基 三 ジメチルアミノ基	一 メチル基 二 エチル基	一 メチル基 二 エチル基 三 メトキシ基

四	ジエチルアミノ基
五	メチルエチルアミノ基
六	一―ピロリジニル基

四	メチレンジオキシ基
五	フッ素原子
六	塩素原子
七	臭素原子
八	ヨウ素原子

第一条中第二百一十一号を第百一号とする。

第二条第五号の表に次のように加える。

カチノン系化合物群（基本骨格の二位にジメチルアミノ基、ジエチルアミノ基、メチルエチルアミノ基又は一―ピロリジニル基が結合している物を除く。）及びこれらを含む物

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。